

# 千葉湊大漁まつり ～第49回千葉市民産業まつり～ 出店者募集要項

## 1 目的

この第49回千葉市民産業まつり（千葉湊大漁まつり）出店者募集要項（以下「出店者募集要項」という。）は、会場内に設置する出店の募集について、必要な事項を定めるものとする。また、千葉市民産業まつりは、千葉県及び千葉市の地場生産品を広く市内外にプロモーションするとともに、千葉中央港地区における賑わいの創出と会場来場者へのサービスを目的に実施する。

## 2 開催日時

令和7年11月1日（土）10：00～15：30 予定

※雨天の場合、中止（順延はなし）

※催行判断は、当日午前6時に実行委員会で判断しホームページで公表する。

## 3 開催場所

千葉ポートパーク

## 4 主催者

千葉市民産業まつり実行委員会

## 5 出店の資格・条件

(1) 出店責任者又は従事者が、次のいずれかに当てはまる場合は、申込不可とする。

ア 暴力団員であるとき。

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 全各号に掲げるもののほか、まつりの運営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

(2) 申込者は、以下の条件をすべて満たしていることとする。

ア 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

イ 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。

ウ 食品を取り扱う出店については、過去2年間食中毒発生の事故歴がないこと。

エ 提出書類を期限内に提出すること。

オ 千葉市民産業まつり開催後に実施するアンケートに協力すること。

カ 本要項の内容に従えること。

※エ、オについて、遵守・協力できない場合、次回以降のまつりに出店できない可能性があります。

## 6 取扱品目

取扱品目は、次に掲げるものの範囲とし、良品を低廉な価格で販売する。

(1) 千葉市、千葉県及び各地の農林水産物（加工品含む）、伝統工芸品、郷土物産品等

(2) 飲食物

#### ア 簡易な調理を行う飲食物

調理する食品はあらかじめ下処理をされたものを用い、提供直前に加熱処理をして提供できる飲食物であること。

※この場合、食品衛生関係法令等により、「千葉県内一円」の食品営業許可申請が必要となる。

食品営業許可申請は各出店者で行うこと。申請にあたっては別途申請料が必要となる。

※高圧ガス等を利用する場合には、使用又は取り扱うガスの種類や処理量、また、取扱の内容などに応じて、資格免状を持った製造保安責任者等を選任し、作業することが法律（高圧ガス保安法、液化石油ガス法）で義務づけられている。これら責任者等資格取得者を必ず従事させること。

#### イ 現場での調理加工を行わない飲食物

食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、食品表示法を始めとした関係法令に基づく適切な表示がなされている飲食物であること。

なお、弁当類（調理パンを含む）には早期飲食を促す等の取り扱いに関する注意事項を表示すること。

(ア) 弁当類（調理パンを含む）

(イ) 清涼飲料水等

(ウ) 酒類

酒類の販売は酒類販売免許を税務署より交付された出店者に限る。

生ビールや酎ハイをサーバーで提供する場合は個別に食品営業許可が必要となる。

また、瓶や缶からコップに移して提供する場合も食品営業許可が必要となる。詳しくは保健所のHPを確認した上で相談すること。

保健所HP「食品営業許可申請の流れ【自動車を利用して行う営業、屋台・露店での営業】」

[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/shokuhin/car\\_shinku2017.html](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/shokuhin/car_shinku2017.html)

#### ウ その他、保健所長が衛生上支障ないと認める品目

(3) 展示PR

(4) その他、実行委員会が認めるもの

## 7 申請方法

9月7日（日）23：59までに、申込フォームより申込みを行うこと。

出店当落は、9月16日（火）17時までに連絡するので、それまで出店料の振込みはしないこと。

### ■申込フォーム

①飲食を扱う出店申込フォーム

<https://298ee5a0.form.kintoneapp.com/public/tairyoud2025-food-and-drink>

②飲食以外を扱う出店申込フォーム

<https://298ee5a0.form.kintoneapp.com/public/tairyoud2025-product-sales>

※上記URLよりアクセスができない場合は、お手数ですがQRコードよりアクセスをお願い致します。



## 8 出店小間サイズと出店料

### (1) 出店小間サイズと出店料

ブース種別	小間サイズ	販売の有無	出店料 (税込)	募集小間数
テントブース (実行委員会でテント用意) ※テーブル・椅子は別途	間口 2.7m 奥行 3.6m ※2間×3間テントの1/2	販売あり	28,000円	36小間
		販売なし ※試飲試食/展示等	25,000円	12小間
フリーサイト (テントは出店者持込)	間口 3.0m 奥行 3.0m	販売あり	20,000円	28小間
		販売なし ※試飲試食/展示等	17,000円	
キッチンカー	間口 6.0m 奥行 3.0m	販売あり	30,000円	21台
キッチンカー (美術館エリア)	間口 3.5m 奥行 1.5m ※小型キッチンカーに限る	販売あり	15,000円	2台

※申込多数の場合は、実行委員会による選考を行うこととする。

※出店小間の配置は、申込受付終了後、全体のレイアウトを考慮し実行委員会で決定する。

### (2) 追加備品料金

品目	規格 (mm)	価格 (税込)	備考
テーブル	W1,800×D450×H700	1,650円	
パイプ椅子		550円	
発電機	1,000W	5,500円	コードリール (コンセント2口)、消火器付
展示用パネル	W900×H1,800	5,500円	
石膏ボード	W1800×D450×厚さ 12.5	1,760円	450×450 サイズを4枚お渡しします

### (3) 出店料の支払い

#### ア お振込み先

(金融機関名) 千葉銀行 千葉市役所出張所 普通預金 3065113

(口座名義) 千葉市民産業まつり実行委員会 事務局長 山崎和貴 (ヤマザキカズキ)

#### イ 振込期間

令和7年9月17日(水)～9月30日(火)

※振込手数料は出店者負担となりますので、ご了承ください。

※出店当落連絡前の振込みはしないでください。

### (4) その他

雨天により、実行委員会側の判断で開催中止の場合は、出店料を返金する。ただし、出店料以外にかかった経費は出店者負担とする。

出店者の都合により、開催日14日前以内(10月18日以降)に出店を取りやめた場合には、出店設置費用を出店者に請求するものとする。

## 9 ご協賛メリット

千葉湊大漁まつりのご協賛において、Dコース(10万円)のご協賛をいただいた場合、ポスター、チラシ、当日MAPや会場案内看板に企業名を掲出させていただき、テントブース1小間の出店が確約となります。

申込み方法等、詳しくはホームページをご覧ください。

[https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kanko/2025\\_tairyomatsuri\\_chibacity.html](https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kanko/2025_tairyomatsuri_chibacity.html)

## 10 出店確定後の提出書類

9月30日(火)までに以下の方法で出店に必要な書類の提出及び申請をすること。

- (1) 誓約書(様式第2号) ※全出店者  
原本を、千葉市民産業まつり実行委員会へ郵送または持参  
(提出先) 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市経済農政局経済部観光 MICE 企画課内  
千葉市民産業まつり実行委員会事務局 ※千葉市役所7F
- (2) 従事者名簿 ※全出店者  
千葉湊大漁まつり開催準備室へメール又はFAXにて提出  
(提出先) 千葉湊大漁まつり開催準備室  
メールアドレス:tairyomatsuri@cerespo.co.jp  
FAX:043-214-8400

## 11 出店者の設備基準

出店にかかる設備等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品関係
  - ア 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置が講じられており、保管・陳列は、衛生的な設備で行い、かつ冷蔵保存が必要な食品には、冷蔵設備を設けること。調理・加工を行う場合は許可ごとに必要な手洗い設備等を備えること。
  - イ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
  - ウ 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られ、かつ常時清潔を保持していること。
- (2) 電力・水道及び火気の使用  
電力・水道及び火気の使用を必要とする場合は、出店者負担とする。  
火気を使用される場合は、出店申込フォームに入力の上、火気の種類も併せて入力すること。入力なく使用した場合は、火気の使用を中止させることがあるので注意すること。火気使用の場合、必ず消火器の準備をすること。また、水を使用する際には保健所からの指導を遵守すること。
- (3) キッチンカー駐車の際の養生対策  
駐車の際に芝生を傷めないようキッチンカー出店者は養生対策・準備をすること。

## 12 駐車場と搬入・搬出の予定

- (1) 駐車場を必要とする場合は、車種や車両ナンバーを申込フォームに入力すること。  
出店者駐車場については後日決定の上、「会場通行証兼駐車証」を発行する。  
※駐車場スペースには限りがあるため**1小間につき1台**とする。  
※出店者駐車場は千葉ポートパーク駐車場又は千葉市役所駐車場を予定しているが、駐車場所は実行委員会で割り振りを行う。
- (2) 搬入・搬出(予定)  
搬入 11月1日(土) 7:00~9:00  
搬出 11月1日(土) 16:00頃~18:00  
※上記以外の時間は決められた駐車場に駐車すること。

## 13 出店監督者

- (1) 実行委員会は、会場の円滑な運営を図るため、会場内に出店監督者を置く。
- (2) 出店監督者は会場を巡回し、出店の管理運営について指導監督するものとする。

## 14 出店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者のうちから出店責任者を定め、実行委員会へ報告し、当該出店場所に常駐させるものとする。変更が生じた場合には、速やかに実行委員会及び出店監督者へ報告すること。

- (2) 出店責任者は、出店監督者の指示に従い、当該出店の管理運営について従事者等を指導監督し、販売等が適切に行われるよう努めなければならない。
- (3) 食品を取り扱う出店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、従事者の指導に努めなければならない。

## 15 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店場所及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、店内で発生、及び店舗利用者が排出したゴミは持ち帰り、環境美化に努めること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、実行委員会が指示する時間内に行うこと。
- (4) 従事者の服飾は清潔なものを着用すること。
- (5) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- (6) 出店者及びその従事者は、暴力団等反社会勢力に関与していないこと。
- (7) その他関係法令などを遵守し、保健所、消防及び出店監督者の指示に従うこと。

## 16 禁止事項

出店者及びその従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。
- (5) 危険物を販売すること。
- (6) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (7) 拡声器及び音量器具類を使用すること。
- (8) その他、運営に支障があるような行為をすること。

## 17 管理運営

- (1) 出店における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、施設管理者又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任において、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 18 事故等発生時の対応

出店場所において事件、事故などが発生したとき、又は不審者若しくは不審物を発見したときは、出店責任者は直ちに出店監督者に報告するとともに、出店監督者は実行委員会及び関係機関に報告し、その指示に従い対応するものとする。

## 19 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができるものとする。この場合において、出店者は、実行委員会に対し損害の賠償及びすでに納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 出店者募集要項又は関係法令等に違反したとき。
- (2) 出店者が暴力団等反社会的勢力に関与していると認められたとき。
- (3) 入金期日までに出店料の入金を確認できないとき。
- (4) 実行委員会との連絡が不通になったとき。
- (5) その他実行委員会が出店させることを不相当と認めたとき。

## 20 原状回復

出店者は開催終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、出店監督者の検査を受けなければならない。

## 21 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 22 その他

この要項について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、実行委員会が別に定める。

-出店に関する問合せ先-

（千葉湊大漁まつり開催準備室／委託業者）  
株式会社セレスポ千葉支店（担当：芝田、寄光）  
住所／〒260-0017 千葉市若葉区加曾利町 852-2  
E-mail／[tairyomatsuri@cerespo.co.jp](mailto:tairyomatsuri@cerespo.co.jp)

（千葉市民産業まつり実行委員会 事務局）  
千葉市経済農政局経済部 観光 MICE 企画課内（担当：堀越、高木）  
住所／〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
TEL／043-245-5282 FAX／043-245-5558  
E-mail／[kanko.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:kanko.EAE@city.chiba.lg.jp)  
お問い合わせ時間／平日 9：00～17：00